

連雀学園三鷹市立第一中学校PTA会則

第 1 章 名 称

第1条 本会は、連雀学園 三鷹市立第一中学校PTAと称し、事務所を同校内（東京都三鷹市下連雀9丁目10番1号）に置く。

第 2 章 目 的

第2条 本会は、次の各号の達成を目的とする。

1. 生徒の心身の健全な成長を願い、よりよい家庭・学校及び社会を築くよう互いに協力する。
2. 生徒の教育について、保護者の理解を深め、保護者と教師とが協力する。
3. 保護者と教師の教養を高める。
4. 学校内外の教育的環境の整備・充実に協力する。
5. 生徒の校外生活・家庭生活の改善に協力する。
6. その他必要と認められる事項。

第 3 章 方 針

第3条 本会は、第2章の目的を達するために、次の方針によって運営する。

1. 特定の政党や宗教、または個人や団体の営利を目的とする行為は行わず、また利用もされない。
2. PTA連合会、同窓会、地域及びその他の関係団体と協調する。

第4条 本会は、学校問題について研究し、またその活動を助けるために意見を交換し、必要な参考資料を提供するが、直接に学校の経営や管理、人事に干渉するものではない。

第 4 章 会 員

第5条

1. 本会の会員は次の者とする。

- ① 本校生徒の父母、またはそれにかわる保護者
- ② 本校の教員

2. 会員は、自主企画制度を活用することができる。

自主企画制度とは、会の目的、方針に沿った自主的な活動とする。

自主企画制度の活用を希望する会員は、自主企画内容を事務局に提出し、実施可否については、運営委員会で検討し、決定する。

第 5 章 事務局及び会計監査

第6条 本会に次の事務局及び会計監査を置く。

1. 事務局は、次の担当を置く。
 - ・連絡調整担当（副校長1名を含む）
 - ・庶務担当
 - ・会計担当（教員1名を含む）
2. 事務局は保護者5名以上で構成する。
3. 会計監査は2名（保護者1名、教員1名）で構成する。

第7条 事務局及び会計監査の任期は次の通りとする。

1. 事務局及び会計監査の任期は1年間とし、再任は妨げない。
ただし、同一役職の継続は2年までとする。
2. やむを得ない事情で欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、すみやかに会員に報告しなければならない。
3. 補欠者の任期は、前任者の残存期間とする。

第8条 事務局及び会計監査は、総会の承認をもって就任する。

第9条 事務局及び会計監査の任務は、次の通りとする。

1. 事務局は、本会を代表し、会務を統括し、総会、運営委員会を招集、運営する。
2. 連絡調整担当は、事務局の活動を主体的に運営する。また、地域関係団体派遣担当を統括し、会員の福利厚生に寄与する活動に携わる。
3. 庶務担当は、連絡調整担当を補佐するとともに、総会及び運営委員会の議事録を作成・保管し、本会の活動に関する広報を担う。また、その他PTAの運営に必要な記録を整える。
4. 会計は、本会のすべての経理を掌り、決算書を事務局（連絡調整担当）に提出するとともに、総会においてこれを報告する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。
6. 事務局は、次年度事務局及び会計監査立候補者の募集を行う。
7. 事務局は、定時総会で事務局及び会計監査候補者を推薦する。
8. 事務局は、推薦する候補者を総会の14日前までに決定し、総会の7日前までに全会員に通知しなければならない。

第 6 章 委 員

第10条 本会に学年委員を置く。担務は以下の通りである。

1. 学級間の連絡・調整にあたる。
2. 生徒の教育上の諸問題について協議し、協力する。
3. 学校と保護者間のパイプ役となり、必要な情報を交換し協力する。

第11条 委員の選出は、毎年遅くとも4月までに行う。

1. 学年委員は、各学年から2名以上選出する。教育支援学級については1名以上選出する。

第 7 章 会 議

第12条 本会に次の会議を置く。

1. 総 会
2. 運営委員会
3. 学年委員会（開催は任意）
4. 学級会（任意保護者会）
5. その他活動上必要な特別委員会

第13条 総会は、本会最高の決議機関であって、次の事項を決定する。

1. 会則及び規約の制定並びに変更。
2. 定時総会では、事業報告・決算報告及び事業計画・予算案を審議・承認し、事務局及び会計監査を決定する。

第14条

1. 総会は、決算書作成後、三か月以内に定時総会、必要に応じて臨時総会を開き、事務局がこれを招集する。但し、会員の10分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。
2. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。但し、委任状による出席も認められる。

第15条 運営委員会は、事務局及び学年委員で構成する。

1. 運営委員会は、事務局及び学年委員の3分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。但し、委任状による出席も認められる。

第16条 学級会（任意保護者会）は、本会の目的を達成するために保護者と学級担任等で構成し、必要に応じて開催する。

第17条

1. 特別委員会は、本会の活動上必要と認めた場合、事務局が発案し、運営委員会の承認を得て、

- 設けることができる。
2. 特別委員会の委員長は、運営委員会の承認を得て、事務局が任命する。
 3. 特別委員会が設置された場合は、すみやかに会員に対しその目的等を報告する。

第 8 章 委員会の任務

第18条 委員会の任務は、次の通りとする。

1. 運営委員会

- ① 学年委員会及び自主企画制度によって立案された事業計画を審議検討する。
- ② 総会で決定された事項の実現について協議する。
- ③ 決算の検討を行い、次年度の予算案を作成し総会に提出する。
- ④ 会提出議案の作成、その他本会の運営に必要なすべての事項に携わる。

2. 学年委員会

- ① 各学年・学級間の連絡・調整にあたる。
- ② 生徒の教育上の諸問題について協議し、協力する。
- ③ 学校と保護者間のパイプ役となり、必要な情報を交換し協力する。

第 9 章 会 計

第19条 本会の経費は、PTA 活動援助金及びその他の収入をもってあてる。

1. PTA 活動援助金は、保護者が任意に納入するものとする。
2. PTA 活動援助金の金額は、毎年、総会で定める。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 10 章 学 校 長

第21条 校長は、本会の顧問とし、本会のすべての会合に出席し発言する事が出来る。

第 11 章 雑 則

第22条 本会の弔慰に関する規定は、別に定める。

第23条 本会則は、総会において、出席者の過半数の同意を得なければ変更できない。

第24条 本会の個人情報取扱規則は、別に定める。

附 則

昭和49年	4月	1日	実施
昭和63年	3月	15日	改正
平成 2年	4月	1日	改正
平成 4年	4月	17日	改正
平成11年	4月	30日	改正
平成21年	5月	7日	改正
平成26年	5月	7日	改正
平成30年	5月	12日	改正
令和 元年	5月	11日	改正
令和 3年	5月	17日	改正
令和 5年	4月	1日	改正
令和 6年	4月	1日	改正
令和 6年	11月	15日	改正
令和 7年	11月	10日	改正

令和 7年11月10日に改正した内容は、令和8年4月1日から施行する。